

暗号資産交換業者および資金移動業者宛のお振込み制限について

平素は徳島大正銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
近年、インターネットバンキングにおける不正送金や、投資詐欺、架空請求詐欺等の特殊詐欺について、暗号資産交換業者へお振込みされる事例が多発しております。

警察庁より、金融機関に対し、暗号資産交換業者および資金移動業者宛のお振込みについて、不正送金対策強化の要請がありました。

当行では、お客さまの保護および不正送金防止のため、暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込み時に、振込依頼人名を変更してお振込みされている場合は、インターネットバンキング（れいんぼ～Net・ビジネス Net）および ATM 等のお取引を制限させていただく場合がございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。なお、不明な点がございましたら、お近くの当行本支店窓口にお問い合わせください。

1. 取引制限開始日

令和8年1月19日（月）

2. 振込依頼人名変更の具体例

口座名義の前後に数字等を追加される場合は制限対象にはなりません。

振込可否	依頼人名変更有無	口座名義	振込依頼人名
振込可	変更なし	トクシマ タロウ	トクシマ タロウ
振込可	変更あり	トクシマ タロウ	12345 トクシマ タロウ
振込不可	変更あり	トクシマ タロウ	トクシマ ハナコ

以上

（ご参考）

[【リンク】警察庁 「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」](#)

[【リンク】警察庁 「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用防止に向けた施策の一層の強化について」](#)